

令和7年第2回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和7年2月26日(水)13時30分から

2. 開催場所 安芸市役所2階会議室

3. 出席農業委員(10人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	大久保暢夫
会長職務代理者	3番	樋口なぎさ
	6番	栗山 浩和
	8番	有澤 節子
	9番	福本 隆憲
	10番	公文 啓子
	11番	千光士伊勢男
	12番	小松 昭則
	13番	小松 豊喜

4. 欠席農業委員(4人)

4番	西岡 秀輝
5番	川島 一義
7番	野村 勉
14番	小松 昌平

5. 出席農地利用最適化推進委員(4人)

川北	中平 秀一
土居	入交 大輔
畑山	小松 光正
赤野	小松 幸宏

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3届け出について
議案第2号 農地法第3条許可申請について
議案第3号 農地法第4条第1項許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について
報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について
議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について
議案第 7 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農用地利用集積計画(一括方式)決定について
報告第 8 号 農用地利用集積等促進計画の公告(機構・受け手間契約)について
議案第 9 号 非農地証明願について
その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	三宮一仁
事務局次長兼振興係長	小松亜矢
事務局農地係長	弘井恭介

9. 会議の概要

議長 これより、本日の会議を開きます。
議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

次長 本日の出欠状況を報告いたします。
定数 14 人、欠席 4 人、出席数 10 人であります。
欠席委員の 4 番の西岡委員、5 番の川島委員、7 番の野村委員、11 番小松昌平委員からは、所用のため欠席の届出があっております。
次に、事務の概要報告をいたします。
2 月 18 日に高知市で開催された「農業委員会活動交流集会」に、私、小松が出席しました。また、昨日 25 日に開催された「第 107 回常設審議委員会」に内川会長及び弘井係長が出席しております。
以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
はい、「異議なし」と認めます。
よって、本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。
会議規則第 21 条第 2 項の規定により議事録署名委員に栗山浩和委員、有澤節子委員を指名いたします。

議長 それでは、報告第1号、農地法第3条の3届出について、事務局が説明をいたします。

事務局
(小松) 議案書は1ページをお開きください。
報告第1号 農地法第3条の3届出についてです。
今回は、7件の届出が出ています。

届出番号1番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり穴内の3筆で、面積は合計481㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号2番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の1筆で、面積は3,548㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号3番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北の3筆で、面積は合計797㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号4番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり穴内の37筆で、面積は合計10390.22㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号5番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の5筆で、面積は合計2,099㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号6番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の5筆で、面積は合計1,873㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号7番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北の3筆で、面積は合計2,547㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

説明は以上です。

議長 ただいまの報告第1号 農地法第3条の3届出について、質問、意見などがございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等、なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

議長 続きまして、『議案第2号、農地法第3条許可申請について』を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局
(小松) 「議案第2号、農地法第3条許可申請について」説明いたします。議案書は6ページからになります。今回は4件の申請がありました。

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり大井の9筆で、面積は合計4,524.85㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズの栽培を予定しています。所在地は、8ページに地図を掲載しております。内原野弁天池の東方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は会社員ですが、これまでに2年ほど農作業の経験があり、申請地にはユズの栽培が予定されています。農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間180日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満

たとえ見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズの栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、2月14日に有澤節子委員に写真により確認していただきました。

申請番号2番です。議案書は6ページです。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり穴内の2筆で、面積は合計465㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズの栽培を予定しています。所在地につきましては、9ページに地図がございます。穴内小学校の西側にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、会社員ですが、これまでに実家の手伝いで10年ほど農作業の経験があります。今回の申請地ではユズを栽培する予定であり、農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間150日が1名となっており、農作業を行う必要がある日数に足ると見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズの栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、2月12日に小松昭則委員、長野榮徳委員に確認していただきました。

申請番号3番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口の1筆で、面積は3,548 m²です。

売買による所有権移転の申請で、ナスの栽培を予定しています。所在地につきましては、10ページに地図がございます。井ノ口小学校の東方向にある農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はナスを栽培し、農業を営んでいます。今回の申請地でもナスを栽培する予定であり、農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間300日が1名と200日が1名となっており、農作業を行う必要がある日数に足ると見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはナスの栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、2月18日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

申請番号4番です。議案書は7ページです。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口の6筆で、面積は合計4,982 m²です。

売買による所有権移転の申請で、野菜、文旦など果樹の栽培を予定しています。所在地につきましては、11 ページに地図がございます。山田橋の北東方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、不動産業を営んでおりますが、1年ほど農作業の経験を積んでおり、知人などから営農指導を受けながら、今回の申請地では野菜、文旦・小夏などの果樹を栽培する予定であります。写真からもわかるように、一部が遊休農地になっておりますので、1年ほどかけて伐採、草刈り作業をする旨の復旧計画も提出していただきました。農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間150日が2名となっており、農作業を行う必要がある日数に足ると見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には野菜、果樹の栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、2月18日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号①を有澤節子委員、申請番号②を小松昭則委員
申請番号③④を大久保暢夫委員、お願いします。

有澤委員 2月14日に市役所で確認しました。報告のとおりです。

小松委員 現地確認しました。さきほどの報告のとおりです。

大久保委員 2月18日に現地確認してきました。報告のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

別に(ほかに)なければ、採決いたします。

議案第2号、農地法第3条許可申請については、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員・多数)

議長 賛成(全員・多数)です。

議長 よって、議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに決定しました。

議長 続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項許可申請についてを議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 (弘井) 議案第3号、4条申請について説明いたします。今回は1件の申請が提出されております。

議案書は12ページをご覧ください。

申請番号1番、申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は畑、面積は449㎡のうち146.29㎡で、転用目的は墓地及び駐車場通路の建設です。

場所は13ページに地図を載せております。

併せて現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。場所は井ノローノ宮神社の南西で、星神社登山道の途中にある農地です。現地は2月18日に大久保暢夫委員、西岡大作委員にいただきました。

次に、農地転用許可基準についてですが、別紙A3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地に当たると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれにも該当しない農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①、申請理由ですが、申請人は自身も親族も高齢になってきており、早急に墓地を建てる必要がありました。自宅から近くで墓地として利用できる土地を探したが見つからなかったため、付近に墓地が点在する申請地に墓地、駐車場及び通路をつくる計画をしたものです。ほかに適した用地もないことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用及び遅滞なく転用が行われるかにつきましては、貯金通帳の写しを

確認し、問題ないと判断しました。

計画面積の妥当性につきましては、現地を確認した結果、墓地、駐車場及び通路用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましては、当該申請地の北側は自己所有の農地、南側及び東側及び西側は同意のある農地です。生活排水が生じる施設の設置はなく、雨水については自然浸透により処理する計画です。これらのことから、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しました。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を 大久保暢夫委員お願いします。

大久保委員 2月18日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは審議をお願いします。

別に(ほかに)意見はないようですので、採決いたします。

議案第3号 農地法第4条第1項許可申請については、申請どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、議案第3号 農地法第4条第1項許可申請については、申請どおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 議案第4号、5条申請について説明いたします。今回は、6件の申請がありました。(弘井) た。議案書は14ページをご覧ください。

申請番号1番。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、

面積は2筆合計 1453.29 m²で、転用目的は、コンビニエンスストア及び駐車場の建築です。場所は、16 ページに地図を掲載しております。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は、防災センターの南にある農地です。現地確認は、2月7日に川島一義委員、公文啓子委員、渡辺禎宏委員にいただきました。

次に、別紙A3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第2種農地にあたると判断しています。理由は、ごめんなはり線安芸駅から概ね500m以内の距離にある農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、申請地近くに高速道路のインターチェンジが建設されていますが、周辺に自動車の運転手が休憩のために利用できる施設が少ないため、休憩所と同様の役割を果たす駐車場及びトイレを構え、休憩のために座席等を有する空間を備えたコンビニを建築することを計画しました。周辺で土地を探したが、見つからなかったため、当該申請地を選定したもので、ほかに適した用地もないことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、金融機関の残高証明書を確認し、問題はないと判断いたしました。遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、コンビニ及び駐車場用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は市道を挟んで宅地、南側は譲渡人所有の農地、東側は一体利用地、西側は同意のある農地です。生活排水は申請地東側下水管に接続、雨水は申請地東側水路へ流入及びアスファルト敷部分は勾配をつけ東側水路に流入させる計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。なお、栃ノ木堰土地改良区から異議がない旨の意見書が提出されています。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に、申請番号2番。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおり。地目は田、面積は302.78 m²で、転用目的は貸し駐車場の建築です。場所は16 ページに地図を掲載しております。併せて現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

い。場所は、申請番号1番の南の農地です。現地確認は、2月7日に川島一義委員、公文啓子委員、渡辺禎宏委員にいただきました。

次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第2種農地にあたると判断しています。理由は、ごめんなはり線安芸駅から概ね500m以内の距離にある農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、現在、郵便局の職員駐車場は、郵便局北側に安芸局駐車組合が15台分の駐車場を賃借しています。今回、コンビニエンスストア店舗用地として、その駐車場の一部を利用する計画であるため、郵便局職員の駐車場が不足することから、周辺に代替え地を探したが見つからなかったため、譲受人が当該申請地を整備し賃借することを計画したもので、ほかに適した用地もないことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、金融機関の残高証明書を確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、貸駐車場用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は転用予定地、南側は宅地、東側は一体利用地、西側は譲渡人所有の農地です。

生活排水は発生せず、雨水は勾配をつけ東側水路に流入させる計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。なお、栃ノ木堰土地改良区から異議がない旨の意見書が提出されています。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用面積は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号3番。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は畑と宅地、面積は合計535.4㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。場所は17ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

場所は、津久茂町で、ごめんなはり線球場前駅から西にいったところにある農地

です。現地確認は、2月7日に川島一義委員、公文啓子委員、渡辺禎宏委員にさせていただきました。

次に別紙A3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地にあたると判断しています。理由は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内の農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、当該申請地は譲受人の仕事場の国道を挟んだ北側にあり、通勤に便利です。また、親が近くに住んでおり、子どもの世話や、今後、親の介護等が必要になった際に都合がよいことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側、東側及び西側は宅地及び雑種地、南側は国道です。生活排水は浄化槽で処理後、南側国道側溝へ、建物南側への雨水は同様に南側国道側溝へ、建物北側への雨水は申請地北東につくる貯水槽にためる計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域内で、農業振興地域外です。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号4番。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は2筆合計1186㎡で、転用目的は個人住宅及び事業用の作業場の建築です。場所は18ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は川北江川地区にある農地です。現地確認は2月10日に樋口なぎさ委員、中平秀一委員にさせていただきました。

次に別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地に当たると判断し

ています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれにも該当しない農地であるためです。

続きましては、2の一般基準についてご説明します。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は現在、家族5人で住み、住宅に隣接する場所で建築業を営んでいます。その場所はこちら数年、隣接する河川が氾濫することが度々あり、夜中でも避難することがありました。また、作業場の機械等も浸水により使えなくなったこともあり、自宅と作業場を安全な場所に移したいと考えました。大型機械の移動もあるため、現在の作業場に近い場所を探しましたが見つからなかったため、当該申請地を選定したもので、ほかに適した用地もないことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。資力や信用につきましては、普通預金通帳の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅及び作業場等用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は同意のある農地、南側は同意のある農地及び宅地、東側は現況竹林、西側は市道を挟んで宅地及び譲渡人所有の農地です。生活排水は浄化槽で処理後、北側水路へ流入、雨水は砂利部分は自然浸透、住宅及び作業場への雨水は北側水路へ流入させる計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。なお、江川土地改良区より異議がない旨の意見書が提出されています。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号5、6番ですが、譲受人は違いますが、どちらも同じ農地の一部を譲り受けて墓地に転用するもので、内容は同様ですので一緒に説明させていただきます。

申請番号5番、6番。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は畑、面積は499㎡のうち5番が14.42㎡、6番が14.66㎡で転用目的はどちらも墓地の建築です。場所は19ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

場所は井ノローノ宮神社の南西で、星神社登山道の途中にある農地です。現地確認は、2月18日に大久保暢夫委員、西岡大作委員にいただきました。

次に別紙A3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地に当たると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれにも該当しない農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、申請番号5番、6番とも同様に譲受人は自身も親族も高齢となったため、自宅から近く、車で行ける場所に墓地をかまえたいと考え、譲ってもらえる土地を探したが、申請地以外には見つけることができなかったため選定した

もので、他に適した土地がないことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側、南側及び東側は譲渡人所有の農地、西側は同意のある農地です。生活排水が発生する施設はなく、雨水は自然浸透により処理する計画です。これらのことから、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外です。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

議長 現地確認委員の報告を 申請番号①②③を公文啓子委員、
申請番号④を樋口なぎさ委員
申請番号⑤⑥を大久保暢夫委員 お願いします。

公文委員 2月7日に見てきました。説明に間違いありません。

樋口委員 2月10日に確認してまいりました。報告のとおりです。

大久保委員 2月18日に確認してきました。報告のとおりです。

議長 それでは審議をお願いします。
別に(ほかに)意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号 農地法第5条第1項許可申請について、申請どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、議案第4号 農地法第5条第1項許可申請について、申請どおり決定いたしました。

議長 続きまして、報告第5号、農地法第18条第6項解約通知報告についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 報告第5号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明いたします。議案書は20ページです。今回は1件の届出がありました。

届出番号1番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり川北の3筆です。地目は田で、面積は合計で4,027㎡です。令和6年7月から1年間の賃借権が設定されていましたが、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

議長 ただいまの報告第5号 農地法第18条第6項解約通知報告について、質問、意見等がございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等なし)

質問、意見等ないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

議長 続きまして、議案第6号、農業経営基盤強化促進法 農用地利用集積計画決定についてを議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 それでは、議案第6号、農業経営基盤強化促進法 農用地利用集積計画決定について説明いたします。今回は15件の申請がありました。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の経過措置を適用して、従来の農用地利用集積計画を定めようとするものです。

議案書は21ページからになります。

それでは、申請番号1番です。

貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり東浜の5筆で、地

目は田、面積は合計で 4,746 m²です。水稻とオクラを栽培する予定をしており、貸借期間は 5 年で、賃借料は 4 万円で再設定をする計画です。
現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。
所在地につきましては、29 ページに地図がございます。ごめんなはり線あき駅の北にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。
現地につきましては、2 月 7 日に川島一義委員、公文啓子委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

次に、申請番号 2 番です。議案書は 22 ページです。借受人が同一ですので、申請番号 3 番と併せて説明いたします。
貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり黒鳥の 1 筆及び 2 筆で、地目は田、面積はそれぞれ 1,176 m²と 1,943 m²です。花、野菜の苗を栽培する予定をしており、貸借期間は 5 年で、米 6 俵代/10a で再設定する計画です。
現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。
所在地につきましては、30 ページに地図がございます。市営植野団地の北の方にある農地です。
改正前の基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の調査書に記載してあるとおりです。
現地につきましては、2 月 7 日に川島一義委員、公文啓子委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

次に、申請番号 4 番です。
貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり井ノ口の 4 筆で、地目は田、面積は合計 3,888 m²です。ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は 5 年で、米 5 俵代/10a で新規設定する計画です。
現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。
所在地につきましては、31 ページに地図がございます。市役所庁舎の南西方向にある農地です。
改正前の基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の調査書に記載してあるとおりです。
現地につきましては、2 月 18 日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

次に、申請番号5番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の1筆で地目は畑、面積は430 m²です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は5年で、米0.5俵代/10aで再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、31ページに地図がございます。市役所庁舎の西方向にある農地です。

改正前の基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、2月18日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

次に、申請番号6番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の1筆で地目は田、面積は2,523 m²です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は10年で、米6俵代/10aで再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、32ページに地図がございます。市役所庁舎の北西方向にある農地です。

改正前の基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、2月18日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

次に、申請番号7番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の1筆で地目は田、面積は2,978 m²です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は10年で、米6俵代/10aで再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、32ページに地図がございます。市役所庁舎の北西方向にある農地です。

改正前の基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、2月18日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

次に、申請番号8番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の1筆で地目は田、面積は882 m²です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は5年で、16 万円で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、33 ページに地図がございます。井ノ口保育所の南方向にある農地です。

改正前の基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、2月18日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

次に、申請番号9番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の3筆で地目は田、面積は3,770 m²です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は10年で、年間1万円で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、33 ページに地図がございます。井ノ口保育所の南方向にある農地です。

改正前の基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、2月18日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

次に、申請番号10番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の1筆で地目は田、面積は2,764 m²です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は14年で、無償の使用貸借で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、34 ページに地図がございます。県道奈比賀川北線沿い、芸陽漁協の南方向にある農地です。

改正前の基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、2月10日に樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

次に、申請番号 11 番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の 3 筆で地目は田、面積は合計 4,027 m²です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は 5 年で、米 2 俵代で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、34 ページに地図がございます。芸陽漁協の西方向にある農地です。

改正前の基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、2 月 10 日に樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

次に、申請番号 12 番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の 1 筆で地目は田、面積は 3,460 m²です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は 12 年で、無償で使用貸借の新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、35 ページに地図がございます。川北小学校の東方向にある農地です。

改正前の基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、2 月 10 日に樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

次に、申請番号 13 番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の 1 筆で地目は田、面積は 777 m²です。

ユズを栽培する予定をしており、貸借期間は 15 年で、無償で使用貸借の新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、36 ページに地図がございます。江川の堂尾橋の北詰めにある農地です。

改正前の基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、2 月 10 日に樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

次に、申請番号 14 番です。

譲渡人、譲受法人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の 1 筆で地目は田、面積は 4,721 m²です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は 10 年で、年間 60 万円と記載しておりますが、申し訳ありませんが、ここで訂正がございます。60 万円にはハウス分も含まれており、農地の賃借料は 7 万円/10a で新規設定する計画です。借賃のところを 7 万円/10a に訂正をお願いいたします。

今後は、3 月 5 日までの申請分を最後に相対の利用権設定はできなくなり、中間管理機構を介した 3 者契約になります。中間管理機構を介した中間管理事業になると、賃貸借の対象は農地のみになり、ハウスなど上物は当事者同士で別契約することになります。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、37 ページに地図がございます。キセキレイの南西方向にある農地です。

改正前の基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、2 月 10 日に樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

次に、申請番号 15 番です。

譲渡人、譲受法人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の 1 筆で地目は田、面積は 1,350 m²です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は 10 年で、無償で使用貸借の新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、37 ページに地図がございます。キセキレイの南西方向、市道安芸伊尾木線沿いにある農地です。

改正前の基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、2 月 10 日に樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長

現地確認委員の報告を、申請番号①②③を公文啓子委員、
申請番号④から⑨を大久保暢夫委員、
申請番号⑩～⑮を中平秀一委員、お願いします。

公文委員 2月7日に現地確認してまいりました。説明に間違いありません。

大久保委員 2月18日に現地確認してきました。説明のとおりです。

中平委員 2月10日に確認してきました。説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。
(質問、意見等なし)

小松昭則委員 申請番号8番の調査書の今回の申請地の面積が間違っていないですか。

事務局 誤っております。正しくは882㎡になります。大変申し訳ありません。訂正をお願いします。
(小松) いします。

議長 ほかにないようですので、採決いたします。
議案第6号 農業経営基盤強化法農用地利用集積計画決定について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員・多数)

議長 全員賛成です。
議案第6号 農業経営基盤強化法農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第7号、農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画(一括方式)についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局 議案第7号、農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画(一括方式)について説明いたします。議案書は38ページです。2件の申請がありました。
(小松) 農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画を活用した案件となります。

それでは、申請番号1番です。

貸付人、借受法人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の3筆で地目は田で、面積は合計5,436㎡です。作物は、転貸法人が果樹を栽培する予定をしており、賃借期間は15年間で、賃借料は(小字中村)2万円/10aと(小字上嶋)43,850円/10aの条件で新規設定する計画です。

※現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、40ページに地図がございます。(小字中村)キセキレイの南方向にある農地と(小字上

嶋)有の木橋の南西にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙 A3 の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、2 月 10 日に樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

事務局 ここで、いったん申請番号①を審議していただきます。

議長 申請番号①の現地確認委員の報告を、中平秀一委員、お願いします。

中平委員 2 月 10 日に確認してきました。説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別に(ほかに)なければ、採決いたします。

議案第 7 号農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農用地利用集積計画(一括方式)申請番号①について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。

よって、議案第 7 号農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農用地利用集積計画(一括方式)申請番号①については、原案どおり決定いたしました。

議長 それでは、ここで議案第 7 号農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農用地利用集積計画(一括方式)』申請番号②の関係者に退席していただきます。

事務局 それでは、申請番号 2 番です。

(小松) 貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり僧津と土居の 9 筆で地目は田で、面積は合計 7,407 m²です。作物は、転貸人が水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は 3 年間で、(小字:裏桐ケ内、東前田)の 2 筆だけは賃借料を 5,000 円/10a の条件で新規設定し、他の 7 筆は無償で使用貸借の新規設定をする計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、41 ページに地図がございます。JA 北支所の東方向のほか、溝ノ辺公園の周辺など合計

6 か所で 9 筆の農地です。このうち賃貸借を設定する 2 筆は、右側の地図の高台寺川北線の北方向(左上)の 2 筆になります。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙 A3 の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、2 月 7 日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 申請番号②の現地確認委員の報告を入交大輔委員、お願いします。

入交委員 2 月 7 日に確認してきました。説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別に(ほかに)なければ、採決いたします。

議案第 7 号、農地中間管理事業法第 19 条の 2 の 農用地利用集積計画(一括方式)(申請番号②)決定について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員・多数)

議長 全員賛成です。

よって、議案第 7 号、農地中間管理事業法第 19 条の 2 の 農用地利用集積計画(一括方式)決定については、原案どおり決定いたしました。

議長 続きまして、報告第 8 号、農用地利用集積等促進計画の公告(機構・受け手間契約)についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局 報告第 8 号、農用地利用集積等促進計画の公告(機構・受け手間契約)について説明いたします。議案書は 42 ページです。

農地中間管理機構の高知県農業公社が賃貸借している農地について、元の借主との合意解約は、令和 6 年第 12 回定例会で報告し、併せて新たに転借する借主との計画作成を審議した後、高知県農業公社から安芸市に対して認可申請があり、1 月 31 日付けで安芸市が認可・公告を行い手続きが完了となっております。今回は一連の手続きが完了済であることを報告するものです。

転借人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載とおり僧津の3筆で、地目は田、面積は合計2,349.30㎡です。賃借期間は約14年間で賃借料は57,470万円/10aで新規設定の計画です。

説明は以上です。

議長 ただいまの報告第8号について農用地利用集積等促進計画の公告(機構・受け手間契約)について質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

質問、意見がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

議長 それでは、議案第9号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 議案第9号、非農地証明願について、説明いたします。

(弘井) 議案書は43ページです。今回は3件の申請が出ております。

それでは、申請番号1番、申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、登記簿地目は田、面積は158㎡となっております。

所在地の地図は45ページに掲載しております。元気バスの馬の丁バス停から西へ行ったところにある農地で、現在は山林化しています。現地の写真をおくばりますので、ご確認ください。

申請地は、京商で不整形なため、耕作や管理が難しく、平成17年頃から耕作管理をしておらず、山林化したものです。現地の状況を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。現地につきましては、2月7日に川島一義委員、公文啓子委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

次に申請番号2番、申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、登記簿地目は田、面積は3筆で1164㎡となっております。

所在地の地図は46ページに掲載しております。井ノ口山田地区にある農地で、現在は宅地及び道路となっております。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

申請地の住宅部分は平成16年に住宅を建築し利用、道路部分は大正3年頃より道路として利用し、現在に至っています。現地の状況及び名寄帳を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては、2月18日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認してい

ただきました。

次に、申請番号 3 番、申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、登記簿地目は田及び畑、面積は 22 筆で合計 5,689 m²となっております。

所在地の地図は 47 ページに掲載しております。地図にありますとおり穴内地区に点在している農地で、現在はすべて山林化しております。現地の写真と航空写真をお配りしますので、ご確認ください。

申請地は、昭和 35 年頃より耕作できなくなったため放置していたところ、昭和 55 年頃より山林化し、現在に至っています。現地の状況を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である 15 年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては、自分が周辺から写真を撮影し、それを 2 月 7 日に穴内公民館の駐車場で小松昭則委員、長野榮徳委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認の報告を申請番号①を公文啓子委員、
申請番号②を大久保暢夫委員、
申請番号③を小松昭則委員、お願いします。

公文委員 2 月 7 日に確認してきました。説明に間違いありません。

大久保委員 2 月 18 日に現地確認してきました。先ほどの報告のとおりです。

小松委員 2 月 17 日に確認してきました。説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別に(ほかに)なければ、採決いたします。

議案第 9 号 非農地証明願を、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員・多数)

議長 全員賛成です。

よって、議案第 9 号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局
(小松)

最初に、農林課より地域計画について、説明いたします。

農林課

農林課の中川です。

それでは、私の方から、お配りしております、「地域農業経営基盤強促進計画」、いわゆる「地域計画」の素案につきまして、ご説明させていただきます。

まず初めに、地域計画策定に向けた集落座談会開催にあたり、農業委員の皆様、推進委員の皆様に大変ご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

「地域計画」策定の取組につきましては、これまでもご説明してきましたとおり、農業経営基盤強化促進法に基づき、本年3月末までの計画策定が義務付けられているところでございます。

皆様にもご協力いただき、市内全11地区におきまして、2回ずつの集落座談会を開催し、そこで聴取した意見や情報などを基に、この度、全10地区の地域計画の素案を作成しましたので、法律の規定に基づき、あらかじめ農業委員会の意見を求めるものです。

皆様には、全10地区の「地域計画」素案をお配りしており、各計画表紙の一番上の表中、5行目に地区名をそれぞれ記載しています。

計画の内容について、簡単にご説明しますと、まず、「1. 地域における農業の将来の在り方」の、『(1) 地域計画の区域の状況』では、各地区の農用地面積等を記載しています。

『(2) 地域農業の現状及び課題』、そして、『(3) 地域における農業の将来の在り方』には、各地区の集落座談会で出された意見などを基に、地区ごとの課題や今後の取組を記載しております。

次のページ、「2. 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」においても、農地利用に関する地区ごとの目標を記載しており、そのうち、『(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標』では、地区内の農用地等面積のうち、後に出てまいります、担い手（耕作者）がいる農用地面積の割合（集積率）について、現状と10年後目標を、それぞれ記載しております。

「3. 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置」につきましては、同様に、集落座談会でお聴きした意見を基に作成しております。

右側のページをご覧ください。「4. 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置

付ける者)」については、次ページから、地区ごとの農地を担う者一覧を添付しております。

集落座談会でお聴きした耕作者情報を基に、現状の耕作者が10年後も引き続き耕作するという前提で、この一覧表を作成しております。

左端の属性欄につきましては、「認農」が認定農業者、「認就」が認定新規就農者、「到達」は安芸市が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」で示した主要な営農モデル（年間総労働時間2,000時間、農業所得で平坦地域500万円、中山間地域400万円）の水準に到達している担い手としておりますが、逐一、労働時間や農業所得を確認したものではなく、一定の経営面積を有する担い手を「到達」水準であると推計したものでございます。なお、それら以外の担い手につきましては、一律、「利用者」とさせていただいております。

農林課や農業委員会の方では、現在、どの農地でどなたが耕作しているのかといった、正確な情報を持ち合わせていないことから、座談会においても耕作情報をお聞かせいただきましたが、特にこの一覧につきましては、すでに離農している方がいないか、お名前に誤りはないか、などご確認いただければと思います。

また、この地域計画の一部で、将来の耕作者名を明記した「目標地図」につきましては、システム上の不具合もあって、現在、鋭意作成中であり、この場で一例しかお示しすることができませんが、近日中に作成をしまして、ご確認させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

事務局
(小松) 目標地図の一部のサンプルをお配りします。このように10年後も耕作者がいる農地には耕作者番号を表示し、色を付けるようになります。
お気づきの点がありましたら、事務局もしくは農林課まで申し出ていただきたい。

農林課
(中川) なお、本計画の策定に際しましては、その他の関係機関として、土地改良区等も郵送で意見照会を行っております。改良区の役員につかれている方もいらっしゃるかと思います。そちらにつきましても、別途、回答のほど、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご不明な点やご質問などありましたら、よろしくお願いいたします。

事務局
(弘井) この件については、資料を見る時間がない中で、委員のみなさんには非常に申し訳ありませんが、3月末までに策定しなければならないことになっていて、3月末日に告示する予定ですので、本日、議決していただきたいと思っています。

修正箇所など何かあれば、事務局または農林課までご連絡いただき、軽微な修正は三役及び農林課、農業委員会事務局で協議のうえで修正することで対応させていただきたいです。

また、目標地図について、見て確認したい場合は、システム上でお見せするので農業委員会の窓口まで来ていただければと思います。

今回で 100 点のものに仕上げることはなかなか難しいと思っています。この 1 回で策定して終わりではなく、今後は、適宜見直して修正することになると思います。補助事業などを使うときには、計画に名前が載っていることが条件になったり、おそらく中間管理事業の賃貸借も同様になってきます。

小松幸宏委員 計画に名前が載ってなかったら不具合がありますか？

農林課 今後は、計画に名前が載っていなくても次の見直しで掲載される予定になって

(中川) いれば、事業的には大丈夫ですが、そのために年 2～3 回程度見直しをかけていくように考えています。

事務局 それでは、先ほど弘井係長からもありましたように、地域計画については、意見
(小松) や申し出があった場合は、その申し出による修正については、三役と農林課、農業委員会事務局の協議で修正することとして、本日も承いたいただきたいと思います。

議長 地域計画の素案に了承いただける方は挙手をお願いします。
挙手(全員)

事務局 地域計画については、以上となります。

(小松) 事務局からは 1 点あります。

以前にもお伝えしましたが、令和 7 年度は 11 市の協議会の会場の持ち回りが安芸市に当たっています。協議会長と、安芸市長との日程調整で 5 月 15 日(木)に決定しましたので、予定を空けておいてください。15 日の午後から会議を開催して、夜は懇親会を予定しています。また、翌 16 日(金)の午前中は現地視察の計画になっており、内容はこれから検討する段階になっています。こちらの方も情報提供やご協力などお願いするかもしれませんので、よろしくお願いします。また、3 月の定例会は予定どおり 25 日(火)ですので、ご出席をお願いします。以上です。

議長 以上で、本日の定例会日程はすべて、終了しました。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 3 月 25 日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員